

千葉県浄化槽一括契約制度要綱
(平成27年2月6日制定)

公益社団法人千葉県浄化槽検査センター
一般財団法人千葉県環境財団
一般社団法人千葉県浄化槽協会
一般社団法人千葉県環境保全センター

(目的)

第1条 この要綱は、公益社団法人千葉県浄化槽検査センター及び一般財団法人千葉県環境財団（以下「指定検査機関」という。）における千葉県浄化槽一括契約制度の運用に当たり必要な事項を定め、制度の適正な実施を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 一括契約

浄化槽管理者と保守点検業者・清掃業者との間で、保守点検業者を窓口として浄化槽の保守点検・清掃の実施、法定検査の受検手続きの代行を一括して契約することをいう。

(2) 浄化槽工事業者

千葉県知事の登録を受けて浄化槽工事業を営む者をいう。

(3) 保守点検業者

千葉県知事（千葉市、船橋市及び柏市にあつては各市長）の登録を受けて浄化槽の保守点検業を営む者をいう。

(4) 清掃業者

市町村長等の許可を受けて浄化槽の清掃業を営む者をいう。

(5) 法定検査

浄化槽法第7条第1項の水質に関する検査（以下「7条検査」という。）及び浄化槽法第11条第1項の水質に関する検査（以下「11条検査」という。）をいう。

(6) 11条BOD検査

浄化槽法第11条に規定する定期検査の効率的な実施を図るため導入した生物化学的酸素要求量（BOD）の測定検査を主体とする検査をいう。

(一括契約書の内容)

第3条 一括契約に係る一括契約書（以下「一括契約書」という。）は次に掲げる事項を記載するものとする。（別添例示）

- (1) 法定検査の受検手続きを代行すること
- (2) 環境省令に定める技術上の基準に従い、適正に保守点検を実施するとともに、清掃業者と連携し適正な清掃の実施を図ること
- (3) 浄化槽保守点検記録票を作成し浄化槽管理者に交付すること
- (4) 浄化槽の適正な使用方法について浄化槽管理者に助言すること
- (5) 行政機関への浄化槽使用開始報告書の提出を代行すること
- (6) 浄化槽管理者は法定検査の結果について、指定検査機関が一括契約の窓口となる保守点検業者（以下「窓口保守点検業者」という。）にその情報を提供することに同意すること

（一括契約の対象となる浄化槽）

第4条 千葉県内に設置されるすべての浄化槽を対象とする。

（一括契約に当たっての留意）

第5条 窓口保守点検業者は、清掃業者と十分な調整を図り、一括契約を締結する。契約締結後も同様とする。

- 2 窓口保守点検業者は、浄化槽管理者に対し一括契約書には「法定検査の受検手続きの代行」を行うことが含まれることを説明する。

（一括契約の報告）

第6条 窓口保守点検業者は一括契約を行った場合は浄化槽管理者の名簿を別紙1により、一括契約を解約した場合は別紙2により一般社団法人千葉県環境保全センター（以下「環境保全センター」という。）を経由して指定検査機関に報告すること。

（一括契約の推進）

第7条 環境保全センターは窓口保守点検業者及び清掃業者に対し、一括契約の推進に必要な支援を行うものとする。

- 2 一般社団法人千葉県浄化槽協会は浄化槽工事業者に対し、一括契約の推進に必要な支援を行うものとする。

（法定検査の実施）

第8条 指定検査機関は一括契約により窓口保守点検業者からの依頼を受けて法定検査を実施する。

- 2 指定検査機関は法定検査の結果を、浄化槽管理者に通知するとともに、必要に応じて承諾を受けた窓口保守点検業者に通知する。
- 3 指定検査機関は法定検査の結果により、必要な場合には環境保全センターの協力を受け、窓口保守点検業者に対して浄化槽の保守管理の改善についての助言を行う。

(法定検査手数料の徴収)

第9条 法定検査手数料は、窓口保守点検業者が浄化槽管理者から徴収した場合は検査実施後に指定検査機関に支払い、徴収しない場合は指定検査機関が浄化槽管理者に請求徴収する。

(11条BOD検査の実施)

第10条 一般住宅に設置される10人槽以下の浄化槽において実施される11条検査は、11条BOD検査と連携を図りながら実施することとする。

(要綱の改定)

第11条 この要綱は、随時に見直しを行い、必要により改定するものとする。

(附則)

この要綱は平成27年4月1日から施行する。

(附則)

1 この要綱は令和8年1月1日から施行する。

2 第3条第1項の規定にかかわらず、浄化槽管理者と保守点検業者・清掃業者との間で、保守点検業者を窓口として浄化槽の保守点検・清掃の実施、法定検査の受検手続きの代行を一括して契約した契約書は、当分の間、一括契約書とみなす。